

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の第三者提供

よくあるご質問（FAQ） ⑦審査承諾後の手続等に関する質問

2024 年 12 月作成

（全般）

1	Q	審査承諾から NDB データの提供までの流れはどうか。
	A	初回相談から NDB データ提供までの流れについての詳細は、ホームページの「利用を検討している方々へのマニュアル」をご覧ください。専門委員会で承諾されると、厚生労働省から「承諾通知書」が発送されますので、データ抽出に係る指定書類(様式 3、5)を提出ください。これら書類の提出を受けてからデータ抽出条件の調整、データ抽出の後にデータが提供されます。なお、承諾通知後 1 年以内に様式 3 や 5 が提出されない場合は、自動的に取り下げの扱いとなります。 迅速提供の対象データの場合、様式 3 と 5 は予め提供申出時にご提出いただきますので、厚生労働省が手数料の納付を確認でき次第、HIC 上でのデータのご利用が可能になります。 ※様式 5 の記載内容に関する注意事項は FAQ⑤「申出手続に関する質問」をご確認ください。 ※なお、2021 年 10 月から、様式 4（利用規約）は様式 5 に統合されました。

2	Q	電子媒体によるデータ提供時、担当者側にて媒体を準備する必要があるか。
	A	媒体を準備する必要はありません。データ容量により、DVD-R または外付け HDD に書き込みデータを送付します。DVD-R については、利用終了まで保存いただき、利用終了後に窓口に戻却ください（書留、セキュリティ便等）。外付け HDD については厚生労働省の貸し出し用媒体であるため、到着後 2 週間以内にデータをご自身の解析環境へ複製、HDD 内のデータは消去のうえ、返却ください。

3	Q	データ抽出を要する場合、審査承諾からどれくらいでデータが提供されるか。
	A	2024 年 10 月現在、非常に多くの方より提供のお申出をいただいております。このため、提供申出が承諾された日からデータをご提供するまで、長期間（200 日以上）を要する場合がございます（サンプリングデータセットを除く）。

（条件付承諾、審査継続）

4	Q	専門委員会での審査の結果、「条件付承諾」となった場合の手続はどのように行うか。
	A	審査結果通知書に記載の条件への回答をご準備ください。既定のフォーマット等はありません。窓口で条件への回答を提出いただき、厚生労働省および専門委員への確認を経て条件が解消されれば、データ抽出条件の調整に進むことができます。次回専門委員会でも再度審査を受ける必要はありません。

5	Q	専門委員会での審査の結果、「審査継続」となった場合の手続はどのように行うか。
	A	審査結果通知書に記載の「審査継続の理由」への回答および申出内容の見直しを検討ください。窓口で審査継続の理由への回答を提出いただき、厚生労働省および専門委員への事前確認を経て、次回以降の専門委員会での審査に進むことができます。専門委員会での再審査を希望される場合、該当する専門委員会の事前相談の締め切り日までに、再度申出したい旨を申し出てください。必要がありますので、期限にご留意のうえ、余裕をもったお申出をお願いいたします。